

子どもの権利条約

「子どもの権利条約」とは

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした条約。

18歳未満のすべての子ども



「子どもの権利条約」一般原則

生命、生存及び発達に対する権利

命を守られ成長できるように



保障される支援
医療 教育 生活

児童に対する措置の原則

子どもにとって
最もよいことって
なんだろう？



意見表明の機会

子どもが自由に意見を表明



おとなはその意見を子どもの
発達に応じて十分に考慮します

差別の禁止

どんな理由でも
差別されない

性

経済
状況



障害

人種や
国籍

意見

「子どもの権利条約」批准後

「子どもの権利条約」に批准(同意の手続きを完了)後



「子どもの権利条約」ができるまで～現在

